

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文 書 分 類		保存期間	30、10、5、3、1 年
会 議 の 名 称	第7回教育委員会定例会		
開 催 日 時	令和7年7月17日（木） 午後 3時00分開会 午後 4時15分閉会		
開 催 場 所	真壁庁舎 3階 3310会議室		
出 席 者	（委員出席者氏名） 教 育 長 稲川 善成 教育長職務代理者 小島 香織 委 員 宇佐美 徹 委 員 舘野 仁一 委 員 小林 源洋 （説明の出席者職・氏名） 教 育 部 長 佐谷 智 次長兼学校教育課長 仲田 幸一 教 育 指 導 課 小林 詠二 次長兼生涯学習課長 上野 俊一 スポーツ振興課長 廣澤 伸一 次長兼文化財課長 寺崎 大貴 学校給食センター所長 保坂 理恵		
議事録署名人	小林 源洋 委員		
会 議 内 容	・議案第18号 令和8年度使用教科用図書の採択 について ・議案第19号 令和7年度桜川市教育委員会事務点検評価結果報告書 について ・議案第20号 桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱（案）の制定 について		
会議録作成方針	要点記録		
情報の公開可否	㊦・否 不開示理由（部分開示を含む）		
会 議 内 容	（審議内容・審議経過・結論等）		

稲川教育長	ただいまから令和7年第7回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。 本日の出席者は私を含めて5名です。定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。 【 議事録署名人の選任 】 それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、小林 源洋 委員にお願いします。 【 議事 】 本日の会議に提案されている案件は、議案3件です。よろしくお願いいたします。 議案第18号「令和8年度 使用教科用図書の採択について」は、教科書の採択期限について、8月31日までに行わなければならないとされており、県が9月1日以降に公表するため、それ以前は公表ができないこととなっております。また、採択にあたっては、国から「静謐な審議環境を確保すること」が示されており、その趣旨を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条 第7項の規定に基づき、本件審議を非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 ご異議がございませんので、議案第18号は非公開といたします。委員以外の方は、会場の外で待機願います。 《非公開案件により、「教育長＋委員4名」で令和8年度使用教科用図書の採択を行う。》 非公開案件が終了しましたので、会議の非公開を解除します。 再開します。 議案第19号「令和7年度 桜川市教育委員会 事務点検評価結果報告書について」学校教育課より説明願います。
-------	---

仲田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから 発言がありましたらお願いいたします。
宇佐美委員	文化財課の評価委員からの意見で、つどいなどを含めて催しの開催時期や会場、内容や PR 活動などの検討を図り、団体の誇り形成に繋がりたいとあるのですが、文化財課としては最終的にはどういったことを狙っているのですか。
寺崎文化財課長	伝統民俗芸能は数が少なくなって、全国的にも継承が非常に厳しい状況であります。その中で、少ない発表の機会を励みにして続けています。また、コロナ禍もあけて前向きにやっけていただいております。昨年はひな祭り開催時に発表会を開催し、様々な人に知ってもらう機会になり、団体の皆さんの誇りややる気につながられ後継者育成や文化財保存継承につながったと感じております。
稲川教育長	その他いかがでしょうか。
舘野委員	学校教育課の点検評価委員からの意見で、新たな課題が発出しているとあるのですが、具体的にどのようなものがありますか。
仲田学校教育課長	真壁学園の開校当初は、公共交通バスによる登校は2便体制で運行しておりました。しかし、遅い便については交通渋滞等の影響により、運行スケジュール通りに運行できず、常に数分の遅れが発生していました。そこで早い便1便のみでの登校を試行し、アンケート調査を経て現在は早い便の1便体制で問題なく登校できている状況です。
稲川教育長	付け加えますと、桜川中学校に通っていた生徒が学校が変わったことで通学路が変更となり歩道が十分に整備されていない、またスクールバスが到着しても保護者の迎えが来ていない等の意見がございました。
仲田学校教育課長	そちらのご意見についても学校や地域住民、関係各所と協議し現在は解消しております。

稲川教育長	その他に発言がありませんので、採決に入ります。 議案第１９号「令和７年度 桜川市教育委員会 事務点検評価結果報告書について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。 ご異議がありませんので、議案第１９号は原案通り決定いたします。 続いて、議案第２０号「桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱（案）の制定 について」学校教育課より説明願います。
仲田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。
宇佐美委員	対象者はどのようになりますか。
仲田学校教育課長	対象者につきましては、昨年制定された「桜川市教育委員会認定地域クラブ取扱要綱」に基づき認定となったクラブが対象となります。こちらに関しては、認定を受けたクラブに補助金を交付するための要綱となります。
小島委員	補助金が１団体につき１回というのは、１団体１年に１回ということですか。
仲田学校教育課長	設立時最初の１回のみの交付となっております。
小林委員	１団体につき上限２０万円となっておりますが、すでに支出した部分については対象になるのでしょうか
仲田学校教育課長	附則にありますように、令和６年７月２４日から適用になりますので、昨年度から認定を受けた団体も、支出した分については対象になります。
稲川教育長	その他に発言がありませんので、採決に入ります。

議案第 20 号「桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱（案）の制定について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。

ご異議がありませんので、議案第 20 号は原案通り決定いたします。

協議する案件は以上となりますが、委員さんからご意見ご提案がございましたら発言をお願いしたいと思います。

それでは、以上で審議を終了とさせていただきます。
議事進行にご協力いただきありがとうございました。

会議の正なることを証します。

令和 年 月 日

教育長

議事録署名人
教育委員

令和 7 年(2025 年) 7 月 1 7 日開会

第 7 回 桜川市教育委員会定例会

桜川市教育委員会

第7回 桜川市教育委員会定例会日程

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 教育長報告

4 議事録署名人の選任

5 議 事

議案第18号 令和8年度使用教科用図書の採択について (学校教育課)

議案第19号 令和7年度桜川市教育委員会事務点検評価結果報告書
について (学校教育課)

議案第20号 桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱
(案)の制定について (学校教育課)

6 そ の 他

令和7年度茨城県人権教育講演会・桜川市人権教育講演会について
(生涯学習課)

【市制施行20周年記念】狂言を楽しもう！ワークショップについて
(生涯学習課)

次回教育委員会定例会の開催日時について (学校教育課)

7 閉 会

議案第18号

令和8年度使用教科用図書の採択について

茨城県第10採択地区選定協議会において選定された令和8年度使用教科用図書（小学校用教科用図書、中学校用教科用図書）、小学校及び中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）について、別紙のとおり提出しますので承認願います。

令和7年(2025年)7月17日 提出

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成

議案第 19 号

令和 7 年度桜川市教育委員会事務点検評価結果報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度桜川市教育委員会事務点検評価に関する結果報告書を別紙のとおり作成し、桜川市議会へ提出します。

令和 7 年(2025 年) 7 月 17 日 提出

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成

令和 7 年(2025 年) 7 月 9 日

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成 様

桜川市教育委員会事務点検評価委員会

委員長 成田 堅一

令和 7 年度桜川市教育委員会事務点検評価結果報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定及び桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項（平成 2 0 年教育委員会告示第 6 号）第 2 条の規定により、令和 6 年度における教育に関する主要事務事業について、事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行いましたので、その結果について別紙のとおり報告書を提出いたします。

令和 7 年度 桜川市教育委員会事務点検評価に関する 結果報告書

(報告書内容)

- 1 桜川市教育委員会事務の点検及び評価の概要
- 2 令和 7 年度 教育委員会事務点検評価表一覧表
(令和 6 年度実績・点検評価委員評価)
- 3 令和 7 年度 事務事業評価表 (令和 6 年度実績評価)

令和 7 年(2025 年) 7 月 9 日

桜川市教育委員会事務点検評価委員会

桜川市教育委員会事務の点検及び評価の概要

1 趣 旨

桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項（平成20年 教育委員会告示第6号）第2条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を教育委員会に提出するものである。

2 点検評価の対象

本市の市政運営の基本方針である、「桜川市第2次総合計画」に定める教育に関する基本政策と施策に係る事業のうち、主要な事務事業5事業

3 点検・評価の方法

- 1）桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項（平成20年 教育委員会告示第6号）第3条の規定に基づき、教育委員会より委嘱された3名の「教育委員会事務点検評価委員」により、教育委員会事務の点検評価を行った。
- 2）桜川市行政評価システムを活用し、各事業の目的の妥当性、有効性、効率性及び公平性の4つの観点から点検及び評価を実施した。
- 3）点検・評価にあたっては、令和6年度の主な成果と課題を分析し、今後の対応について意見を付した。

○令和7年度教育委員会事務点検評価表一覧表(令和6年度実績:点検評価委員評価)

番号	事務事業名	評価区分	今後の事業の方向性(複数選択可)											点検評価委員の意見
			終了	廃止	休止	継続	現状維持	改革改善	目的再設定	有効性改善	統廃合	効率性改善	公平性改善	
1	児童生徒に対する安全確保推進事業 【学校教育課】	内部評価				○	○							児童生徒が安全に安心して通学できる環境の保持には、日頃の危険箇所点検が欠かせない。故に、継続すべき事業である。 通学路の安全確保の際には、関係各課や警察、地元区長などと情報を共有しながら、引き続き事にあたられたい。
		評価委員				○	○							特に今年度は、真壁学園開校に伴い、通学方法や通学路の変更、バス通学など新たな課題が発出している。関係各機関においては、早期に情報を収集・共有して危険箇所の解消を図るなど、安全安心な通学路の確保に努められたい。
2	雨引の里と彫刻展補助事業 【生涯学習課】	内部評価				○	○		○					今回で13回目となる芸術作品の野外展覧会である。日常の風景の中に点在する作品を通して、市民が芸術に触れる機会を設けることは大変有意義で、本事業は継続すべきである。 前回の振り返りを生かしつつ、実行委員や作家及び地権者・区長・関係各課などと連携を図って対応されたい。
		評価委員				○	○		○				○	なお、市制20周年記念事業との共催実施に併せ、イベントの企画や情報発信ツールを生かしたPR活動などで誘客を図られたい。
3	桜川市さくらマラソン大会運営事業 【スポーツ振興課】	内部評価				○	○		○					本大会は、市民の健康増進や体力向上、スポーツ意識の高揚、参加者同士の交流などを目的としている。 また、参加者に市の観光情報を提供するなど、地域の活性化にも寄与していることから、継続していく必要がある。
		評価委員				○	○		○				○	今後、参加者のニーズや大会トレンドの把握に努め、大会への関心や雰囲気高める工夫をし、魅力ある大会の開催に向けて、各関係機関と連携して検討を重ねられたい。

番号	事務事業名	評価区分	今後の事業の方向性(複数選択可)										点検評価委員の意見	
			終了	廃止	休止	継続	現状維持	改革改善	目的再設定	有効性改善	統廃合	効率性改善		公平性改善
4	伝統民俗芸能連絡協議会助成事業 【文化財課】	内部評価				○	○							本連絡協議会の活動を推進することは、加盟団体の伝統文化に対する保存継承や後継者育成活動の充実に繋がり、継続に値する事業と考える。 伝統民俗芸能の保存継承や後継者育成という課題に対し、補助金があることで、団体の発表会や交流会などの活動が活発化傾向にあることは評価できる。さらに、つどいなどを含めて催しの開催時期や会場、内容やPR活動などの検討を図り、団体の誇り形成に繋がりたい。
		評価委員				○	○						○	
5	学校給食センター運営事業 【給食センター】	内部評価				○	○							学校給食センター業務の円滑な運営及び徹底した衛生管理のもと、児童生徒へ安心安全な給食を提供するためこの事業は、継続すべき事業である。 衛生管理が行き届き、センター開設から現在まで、食中毒や異物混入、食物アレルギーなどの事故はない。今後も細心の注意を払い、引き続き安心安全な給食の提供に努められたい。 なお、開設から12年が経過しているので、施設整備の不具合出現に対して大事に至らぬよう、日々の点検・整備の体制を整えられたい。
		評価委員				○	○							

(4) 当該年度の実施内容	07年度の事業内容	08年度の事業内容	09年度の事業内容
※年度ごとに事業内容を記入する	各学校から危険箇所の抽出を行い、現場を確認の上、対応する担当課の振り分けを行う。通学路安全推進会議を行い、情報の共有を図る。	各学校から危険箇所の抽出を行い、現場を確認の上、対応する担当課の振り分けを行う。通学路安全推進会議を行い、情報の共有を図る。	各学校から危険箇所の抽出を行い、現場を確認の上、対応する担当課の振り分けを行う。通学路安全推進会議を行い、情報の共有を図る。

事務事業名	児童生徒に対する安全確保推進事業	事務事業No.	20103000145	所属課	学校教育課
(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
児童生徒の登下校時などの安全確保を目的として、学校安全ボランティアの参加促進や不審者情報の提供を毎年行っている。 平成27年度に通学路交通安全プログラムを策定し、関係機関と連携して安全対策を実施している。 東日本大震災を契機として、県の防災力強化推進事業の一環で学校の防災力強化のため防災訓練の実施支援や研修会を実施していた（H27年度補助事業終了）					
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
通学路における危険箇所については早急な対応を求められる。					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目	
現状維持	①政策体系との整合性 （この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）
	☒ 結びついている 通学路の安全対策や防災教育の支援を行うことで、児童生徒の安全確保、教育環境の整備に結び付いている。
有効性	②公共関与の妥当性 （なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）
	☒ 妥当である 児童生徒の通学の安全確保は市と関係機関が協力して行う必要がある。
効率性	③成果の向上余地 （成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）
	☒ 向上余地がない 市、学校及び関係機関で対策状況について協議し、ホームページでの公表により通学路の安全対策について周知している。
	④廃止・休止の成果への影響 （事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）
	☒ 影響有 通学路の安全を確保するために、関係機関と通学路の情報共有を行うことは重要である。
公平性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 （類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合）⇒ 具体的な手段、事務事業名
	☒ 余地がない 類似事業はない
公平性	⑥事業費・人件費の削減余地 （成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）
	☒ 削減余地がない この事業に対しての事業費はなく、必要に応じて各担当課の予算により危険箇所の対策を行っている。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 （事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）
	☒ 公正・公平である 児童生徒が安全に通学できることであるので、公正・公平である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括（振り返り、反省点）																							
①目的妥当性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ②有効性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ③効率性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 ■ 適切 □ 見直し余地あり	⇒	過年度に対策保留となっていた要望箇所について、改めて関係機関と協議を行うことで、10件の対策実施につながった。引き続き、学校、関係機関と連携しながら、通学路の安全確保に努めていきたい。																							
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果（終了・廃止・休止の場合は記入不要）																							
☐ 終了 ■ 継続 ☐ 改革改善を行う ☒ 現状維持		（複数回答可） ☐ 目的の再設定 ☐ 効率性の改善 ☐ 有効性の改善 ☐ 公平性の改善 ☐ 統廃合ができる ☐ 連携ができる																							
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策		<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○	×	維持			×		低下		×	×
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上		○	×																					
	維持			×																					
	低下		×	×																					
			(6) 事務事業優先度評価結果																						
		成果優先度評価結果 ⑤																							

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 （課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）
課長確認後の評価 ☒ A A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出	確認欄 ☒ 確認

事務事業評価表（令和6年度の実績評価）

事務事業名		雨引の里と彫刻展補助事業				事業区分		担当	
						新規/継続	継続	事務事業No.	020202000625
						単独/補助	単独		
								所属課	090601
									生涯学習課
政策 体系	総合計画の施策名	0202	生涯学習・芸術文化活動の推進					課長名	上野 俊一
	政策名	02	生きがいを育む学びのまちづくり					グループ	生涯学習G
	施策名	02	生涯学習・芸術文化活動の推進						
	手段名	02	②親しみを感じる文化振興の推進					担当者名	齋藤 健志
		財務会計上の位置付け				事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計		
	01	10	05	03	01	00	文化振興事業		
法令根拠	雨引の里と彫刻展補助金交付要項					 期間限定の場合、総投入量を（３）投入量の右側に記入			

(1) 事務事業の概要

手段	①事務事業の概要（事務事業の全体像） 旧大和村から継続している2,3年おきに開催される芸術作品の展覧会である。開催の約1年前から月1回開かれる実行委員会に出席し、行政としての立場から適切な助言をすること、実行委員会と関係者との連絡調整、補助金交付事務を執行することが主な職務である。 開催毎に時期、会場となる地区が異なり、前回（12回目）の展覧会は令和4年10月10日～12月11日の期間で東飯田・西方・大曽根・本木・阿部田地区で開催した。令和3年10月から毎月の会議に出席し、実行委員会とともに開催に向けた準備を行った。 第13回目を令和7年9月21日から11月23日にわたり開催する。令和6年度は7年度の開催に向けた準備として6月から計6回の会議を執り行った。	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順 ・実行委員会への出席 ・周知、広報、問い合わせ窓口の準備 ・開催地区区長、作品展示場所の地権者、警察・行政機関等との連絡調整 ・補助金交付事務 ・イベント等の活動支援、シトラスへのインフォメーションセンター設置（開催期間中） ・オープニングセレモニー、クロージングパーティへの招待状を市長・副市長・教育長へ直接持参、また議員への招待状を議会事務局へ依頼
----	---	--

①手段 （担当者の活動内容）	④活動指標 （活動量を表す指標）	単位	05年度 （実績）	06年度 （実績）	07年度 （計画）	08年度 （目標）	09年度 （目標）
・実行委員会への出席 ・周知、広報、問い合わせ窓口の開設 ・開催地区区長、作品展示場所の地権者、警察・行政機関等との連絡調整 ・補助金交付事務 ・イベント等の活動支援	会期日数	日	0.00	0.00	60.00	0.00	0.00
	実行委員会開催数	回	0.00	7.00	8.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 （誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標 （対象の大きさを表す指標）	単位	05年度 （実績）	06年度 （実績）	07年度 （計画）	08年度 （目標）	09年度 （目標）
市民及び市外鑑賞者等	市民		36,794.00	36,120.00	35,356.00	34,734.00	34,112.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 （この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標 （対象における意図の達成度を表す指標）	単位	05年度 （実績）	06年度 （実績）	07年度 （計画）	08年度 （目標）	09年度 （目標）
日常生活の環境へ芸術作品を展示することにより芸術鑑賞の機会を身近なものにする。	参観者		0.00	0.00	8,000.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量（事業費）の推移				05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	期間限定 総投入量
				(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	0	1,000	0	0	0
			事業費計（A）	千円	0	0	1,000	0	0
	量		正規職員従事人数	人	2.00人	2.00人	2.00人	2.00人	2.00人

事業費の内訳	06年度事業費 実績 (千円)				07年度事業費 予算 (千円)			
					18 負担金補助及び交付金	1,000		
			合 計	0			合 計	1,000

(4) 当該年度の実施内容	07年度の事業内容	08年度の事業内容	09年度の事業内容
※年度ごとに事業内容を記入する	開催に向けての準備 地権者の割り出し 関係機関との連絡調整 補助金交付	特になし	特になし

事務事業名	雨引の里と彫刻展補助事業	事務事業No.	20202000625	所属課	生涯学習課
(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
旧大和村に創作活動の拠点をおく彫刻作家たちが石材から芸術作品を生み出す過程で、地域の方々に自分たちの活動を知ってもらおうと共に地域における芸術への価値観を根ざしていきたいという思いで発足した事業。作家自らが企画立案し、実行委員会として組織を立ち上げ運営している。平成27年から共催となった。開始当初から20年以上経過し、地域に対し知名度も上がってきている。					
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
作家との交流などがないと、何をイメージしたものなのか分からないなど、作品の意図が伝わりにくい。					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目	
改革改善を行う	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？)
	☒ 結びついている 桜川市独自の魅力ある芸術文化活動機会の充実として存在価値がある。
	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？) (法定受託事業はその名称)
	☒ 妥当である 日常生活の環境に芸術作品を展示することで、芸術鑑賞の機会が身近なものとなる。
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？)
	☒ 向上余地がある 実行委員会の調整において、企画、観光部局が参画すれば二次的な波及効果も期待できる。
	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？)
	☒ 影響有 一流の芸術家たちの作品を身近に感じられる貴重な機会であり、地元へ根付きつつある芸術に親しむ場を失う可能性が高い。
効率性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性がありますか？(市以外の取り組みも含む))
	(他に手段がある場合) ☒ 具体的な手段、事務事業名
	☒ 余地がない 雨引の里と彫刻実行委員会が設置されており、他の事業との統廃合、連携は困難である。
	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？)
公平性	☒ 削減余地がない 作家の高齢化や実行委員会の人数減少の傾向があり、以前より業務量が増加している。
	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？)
☒ 公正・公平である 広く周知することで、遠方からの来訪者も多い。	

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点)																								
①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	⇒	令和6年度は7年度開催に向けた準備期間ということで、実行委員会への参画、地権者の確認、作家と地元区長との仲介等を行った。年度途中で担当者が変更になったことで市が担う部分の事務内容が円滑にできなかった部分もあり、7年度のイベント実施に向けた反省点としたい。																								
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																								
☐ 終了 ☒ 継続 ☒ 改革改善を行う ☐ 現状維持 ☐ 廃止 ☐ 休止		(複数回答可) ☐ 目的の再設定 ☐ 効率性の改善 ☒ 有効性の改善 ☐ 公平性の改善 ☐ 統廃合ができる ☐ 連携ができる																								
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策		<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持			×	低下		×	×
		コスト																								
		削減	維持	増加																						
成果	向上		○																							
	維持			×																						
	低下		×	×																						
・2、3年に一度の開催であるため詳細な引き継ぎ書を作成し、市と実行委員会が協力し合い、事業を安定して運営できるよう関係部局と綿密に連携し運営に当たる。 ・実行委員会において、関連図書のさくらすへの展示、バスツアーによる市外からの誘客、地元そば会との連携等の提案が出された。また、市においても市のPRのためのブースの設置等、二次的な波及効果として交流人口を増やしていけるよう実行委員会、地域の方々、市関係課との連絡調整を行っていく。		(6) 事務事業優先度評価結果																								
		成果優先度評価結果 ☒ ⑨																								

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 ☒ B A: 継続(現状維持) C: 終了、廃止、休止 B: 継続(改革改善を行う) D: 2次評価へ提出	確認欄 ☒ 確認

令和 7年度

事務事業評価表 (令和 6年度 の実績評価)

記入年月日
令和 7 年 4 月 1 日

事務事業名		桜川市さくらマラソン大会運営事業				事業区分		担当	
						新規/継続	継続	事務事業No.	020401000073
		政策体系上の位置付け				単独/補助	単独		
政策体系	総合計画の施策名	0204 生涯スポーツ活動の振興						所属課	090501
	政策名	02	生きがいを育む学びのまちづくり					課長名	廣澤 伸一
	施策名	04	生涯スポーツ活動の振興					グループ	スポーツ振興G
	手段名	01	①スポーツをする機会の充実					担当者名	小泉 洋太
財務会計上の位置付け						事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業細	単年度繰返し (昭和54 年度～)			
	01	10	06	01	02	00	保健体育総務事業		
法令根拠						↳ 期間限定の場合、総投入量を (3) 投入量の右側に記入			

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その1)

手 段	①事務事業の概要（事務事業の全体像） ○マラソンを通じて、市民のスポーツ意識の高揚と健康増進、体力の向上を図るとともに、広く市外から参加者を募集することにより、市の物産や観光情報を市外からの参加者に提供し、地域の活性化に寄与する。マラソン大会実行委員会を実行母体として毎年3月に桜川市総合運動公園にて開催。マラソン大会申込サイト、市広報、ホームページ等にて参加者を募集。親子の部（1.5km）小学生の部（2km）中学生の部（3km）一般の部（5km・10km）26種目の表彰。タイム計測や順位については計測タグにて行っている。大会は、スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ少年団、一般ボランティア、警察、交通安全協会等の協力をいただき運営されている。 【事業費の内訳】・報償費（謝礼、メダル代）・需用費（食料費、消耗品費）・委託料（計測）					②担当者が行う業務の内容・やり方・手順 ・マラソン大会実行委員会にて事業計画、予算、運営計画等の協議・パンフレット、ポスター作成配布（参加者募集）・臨時駐車場借用・申込サイト手続・参加賞用意・警察署への各種申請協議・協力団体打合せ・参加者取りまとめ・出店関連準備・プログラム作成・委託契約・コースセッティング（計測タグによるタイム計測、記録証発行、賞状発行等）・参加者へゼッケン、計測タグ配布・大会当日の大会運営				
	(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移									
①手段（担当者の活動内容）			④活動指標（活動量を表す指標）		単位	05年度 （実績）	06年度 （実績）	07年度 （計画）	08年度 （目標）	09年度 （目標）
事業計画・予算・運営計画等の協議、参加者募集 計測業務委託、大会運営			開催回数		回	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
			実行委員会会議・協力団体説明会回数		回	6.00	7.00	7.00	7.00	7.00
						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象（誰、何を対象にしているのか）			⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）		単位	05年度 （実績）	06年度 （実績）	07年度 （計画）	08年度 （目標）	09年度 （目標）
・市民			常住人口		人	36,794.00	36,120.00	35,356.00	34,734.00	34,112.00
						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）			⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）		単位	05年度 （実績）	06年度 （実績）	07年度 （計画）	08年度 （目標）	09年度 （目標）
・市民が健康増進、体力向上を図ることができる。			参加者数		人	1,068.00	1,455.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00
			（内）市内の参加者数		人	311.00	470.00	500.00	500.00	500.00
						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(3) 投入量（事業費）の推移				05年度 （実績）	06年度 （実績）	07年度 （計画）	08年度 （目標）	09年度 （目標）	期間限定 総投入量	
投 入 量	事業費内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0	0
		使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	3,029	3,579	3,694	3,694	3,694	3,694	3,694
		事業費計（A）	千円	3,029	3,579	3,694	3,694	3,694	3,694	3,694
	正職員従事人数	人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	
事業費の内訳	06年度事業費 実績（千円）				07年度事業費 予算（千円）					
	07 報償費	560			07 報償費	292				
	10 需用費	1,093			10 需用費	1,402				
	12 委託料	1,822			12 委託料	1,853				
	13 使用料及び賃借料	104			13 使用料及び賃借料	147				
		合 計		3,579			合 計		3,694	
(4) 当該年度の実施内容		07年度の事業内容			08年度の事業内容			09年度の事業内容		
※年度ごとに事業内容を記入する		実行委員会にて事業計画、予算等の協議・印刷物作成配布（参加者募集）・各種手続、申請・参加賞・協力団体打合せ・出店関連準備・プログラム作成・委託契約・大会当日の大会運営			実行委員会にて事業計画、予算等の協議・印刷物作成配布（参加者募集）・各種手続、申請・参加賞・協力団体打合せ・出店関連準備・プログラム作成・委託契約・大会当日の大会運営			実行委員会にて事業計画、予算等の協議・印刷物作成配布（参加者募集）・各種手続、申請・参加賞・協力団体打合せ・出店関連準備・プログラム作成・委託契約・大会当日の大会運営		

事務事業名	桜川市さくらマラソン大会運営事業	事務事業No.	20401000073	所属課	スポーツ振興課
(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
昭和54年～市民のスポーツ意識の高揚と健康増進、体力向上を図るとともに、市民並びに参加者の交流を図ることを目的とした大会として開始された。 平成24年度より参加料を徴収し、参加者が2,000人を超える大会となった。					
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
・「種目にハーフマラソンを追加して欲しい」（実行委員会） ・安全管理を徹底して欲しい」					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目	
改 革 改 善 を 行 う	①政策体系との整合性（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）
	結びついている さくらマラソン大会を通じて、市民のスポーツ意識の高揚と健康増進、体力向上を図るとともに、市民並びに参加者の交流を図るという目的（意図）は、走ることを楽しみながら健康的に明るい豊かな生活を送るという結果に結びついている。
	②公共関与の妥当性（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）
	妥当である 市民に走る機会を提供することにより、上記の意図、結果を生んでいく契機となっている。市民誰もが健康的に明るい豊かな生活を送るため、運動やスポーツに親しめる環境を作っていかなければならない。
	③成果の向上余地（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）
有 効 性	向上余地がある 参加者は横ばい状態である。近隣で開催されている大会でも同様である。一部の市民から交通規制強化などの安全確保、参加者車両の効率的な駐車場の要望がきている。実行委員からハーフマラソンを追加する要望がある
	④廃止・休止の成果への影響（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）
	影響有 大会参加に向け日頃練習している人の意欲を削ぐとともに、運動やスポーツに対して無関心な人の健康増進や体力向上について考えるきっかけ作りが失われる。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性（類似事業や統廃合の可能性はありますか？（市以外の取り組みも含む））
	余地がない 類似事業はない。
効 率 性	⑥事業費・人件費の削減余地（成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）
	削減余地がない 市予算及び大会参加費を徴収し行っている事業である。近隣市町村をみても妥当な参加費である。また、大会の準備等も最小限の人数で行っており、大会の協力体制もボランティアによる協力を得ているため、これ以上の事業費の削減余地はない。
公 平 性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）
	公正・公平である 全ての参加費を徴収するようになったので、受益者負担は公平である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括（振り返り、反省点）																						
①目的妥当性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ②有効性 □ 適切 ■ 見直し余地あり ③効率性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 ■ 適切 □ 見直し余地あり	⇒	・10キロコースが交通規制となり、安全確保が図られたが、通過車両からは苦情が出ている。																						
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果（終了・廃止・休止の場合は記入不要）																						
□ 終了 ■ 継続 → ■ 改革改善を行う → (複数回答可) □ 廃止 □ 休止 → □ 現状維持 (□ 目的の再設定 □ 効率性の改善 ■ 有効性の改善 □ 公平性の改善 □ 統廃合ができる □ 連携ができる)		<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">成 果</td> <td>向 上</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維 持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低 下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>				コスト			削減	維持	増加	成 果	向 上		○		維 持			×	低 下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成 果	向 上		○																					
	維 持			×																				
	低 下		×	×																				
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策		(6) 事務事業優先度評価結果																						
警察・交通安全協会・実行委員会と協議し、安全な大会運営を図る。 参加者を増やすため大会のトレンドを把握する。		成果優先度評価結果 ②																						

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）
課長確認後の評価 B A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出	確認欄

事務事業評価表（令和6年度の実績評価）

事務事業名		伝統民俗芸能連絡協議会助成事業				事業区分		担当	
政策体系	政策体系上の位置付け					新規/継続 単独/補助	継続 単独	事務事業No.	020202000664
	総合計画の施策名		0202	生涯学習・芸術文化活動の推進				所属課	090701
	政策名		02	生きがいを育む学びのまちづくり					文化財課
	施策名		02	生涯学習・芸術文化活動の推進				課長名	寺崎 大貴
	手段名		02	②親しみを感じる文化振興の推進				グループ	文化財G
								担当者名	佐々木 真衣・金子 健人
財務会計上の位置付け						事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業細	単年度繰返し (平成18年度～)			
	01	10	05	04	02 00	一般会計 文化財保護事業	➡ 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入		
法令根拠	各地区伝統文化保存活用補助金交付要項								

(1) 事務事業の概要

手段	①事務事業の概要（事務事業の全体像） 桜川市内各地で行われている伝統民俗芸能の保存、継承と後継者の育成を図る。 市内において未加入の団体を発掘し保存継承を働きかけ加盟を促す。	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順 ・総会開催（6月） ・加盟団体へ補助金交付（6月） ・発表会開催（2月）真壁のひな祭り期間中に開催

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
			（実績）	（実績）	（計画）	（目標）	（目標）
後継者育成活動を支援する。 未加入団体発掘へ情報収集。	補助金の交付額	千円	77.00	120.00	300.00	200.00	200.00
	団体数	団体	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
			（実績）	（実績）	（計画）	（目標）	（目標）
加盟団体、未加入団体、市民。	地域の民俗芸能保存団体数	団体	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
	加盟団体数	団体	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
	発表会の参加団体	団体	3.00	4.00	7.00	7.00	7.00
③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
			（実績）	（実績）	（計画）	（目標）	（目標）
市内の伝統民俗芸能の保存継承および後継者の育成に積極的に取り組む。未加入団体の発掘、参加を呼びかけ保存継承意識を高める。	保存団体の参加人数	人	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	保存団体の後継者数	人	70.00	70.00	70.00	70.00	70.00
	発表会の参加、来場者数	人	200.00	220.00	230.00	230.00	230.00

(3) 投入量（事業費）の推移				05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	期間限定 総投入量	
				(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)		
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0	0
			使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	77	120	300	200	200	200
			事業費計（A）	千円	77	120	300	200	200	200
		正規職員従事人数	人	2.00人	2.00人	2.00人	2.00人	2.00人		

06年度事業費 実績 (千円)				07年度事業費 予算 (千円)			
18 負担金補助及び交付金	120			18 負担金補助及び交付金	300		
		合 計	120		合 計	300	

(4) 当該年度の実施内容 ※年度ごとに事業内容を記入する	07年度の事業内容	08年度の事業内容	09年度の事業内容
	伝統民俗芸能連絡協議会補助金（8団体）	伝統民俗芸能連絡協議会補助金（8団体）	伝統民俗芸能連絡協議会補助金（8団体）

事務事業名	伝統民俗芸能連絡協議会助成事業	事務事業No.	20202000664	所属課	文化財課
(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
平成18年度桜川市内で続けられている民俗芸能を保存、伝承、人材育成、交流を図るために発足。加盟希望する団体も徐々に増え、保存継承意識、市の伝統文化としての誇りをもつようになった。					
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
補助金があることで後継者育成事業が活発化してきた。加盟団体による交流も行われ、発表会の成果が上がっており、市内はもとより市外からも公演依頼が増えている。「伝統民俗芸能のつどい」開催時や各団体の発表会等時の広報普及活動に役立っている。					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目	
現状維持	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？)
	☒ 結びついている 地域の文化財の保存継承、活用につながっている。
現状維持	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？) (法定受託事業はその名称)
	☒ 妥当である 少子高齢化のため、地域の伝統文化、民俗芸能の保存継承が困難になってきている。
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？)
	☒ 向上余地がない コロナ禍収束により、令和5年度は4年ぶりに発表会が開催された。令和6年度は開催時期を2月の真壁のひな祭り期間中に開催した事で、集客数の増に繋がった。
	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？)
	☒ 影響有 地域の伝統民俗芸能の衰退、後継者育成活動の衰退につながる。
有効性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか？(市以外の取り組みも含む))
	(他に手段がある場合) ☒ 具体的な手段、事務事業名 ☒ 余地がない 他の文化財と異なる独自の取り組みである。
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？)
	☒ 削減余地がない 事業費は最小限度に縮小している。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？)
	☒ 公正・公平である 貴重な地域資源として、後継者育成や文化財保存につなげるため公平公正である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点)																										
①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	⇒	伝統民俗芸能は無形民俗文化財としての側面が強いことから、令和3年度より文化財課へ移管した。 伝統民俗芸能のつどいはこれまで秋に実施していたが、令和6年度初めて真壁のひなまつり期間に合わせて実施し、集客数も増加を図ることができた。																										
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																										
☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 改革改善を行う ☒ 現状維持 ☐ 廃止 ☐ 休止		(複数回答可) ☐ 目的の再設定 ☐ 効率性の改善 ☐ 有効性の改善 ☐ 公平性の改善 ☐ 統廃合ができる ☐ 連携ができる																										
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策		<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th></th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○			低下							
		コスト																										
		削減	維持	増加																								
成果	向上																											
	維持		○																									
	低下																											
		(6) 事務事業優先度評価結果																										
		成果優先度評価結果 ☒ ⑥																										

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 ☒ A A: 継続(現状維持) C: 終了、廃止、休止 B: 継続(改革改善を行う) D: 2次評価へ提出	確認欄 ☐

令和 7年度

事務事業評価表 (令和 6年度 の実績評価)

記入年月日
令和 7 年 4 月 18 日

事務事業名		学校給食センター運営事業				事業区分		担当	
政策体系上の位置付け						新規/継続	継続	事務事業No.	020101000398
総合計画の施策名						0201	学校教育の充実	所属課	090201
政策体系	政策名		02		生きがいを育む学びのまちづくり			課長名	桜川学校給食センター 保坂 理恵
	施策名		01		学校教育の充実			グループ	学校給食グループ
	手段名		01		①教育内容の充実			担当者名	仁平 富子
	財務会計上の位置付け						事業期間		
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計	単年度繰返し (平成17年度～)	
	01	10	01	04	02	00	学校給食センター事業	期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入	
法令根拠	学校給食法、学校給食衛生管理基準、桜川市立学校給食センター条例、桜川市立学校給食センター管理規則、桜川市立学校給食センター運営規則、桜川市学校等給食費徴収規則、桜川市第2子以降学校給食費免除実施要項								

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その1)

(1) 事務事業の概要	
手 段	①事務事業の概要(事務事業の全体像) ・学校給食センターの業務を円滑に運営し、文部科学省「学校給食衛生管理基準」に沿って、児童・生徒の心身の健全な発達のためのバランスの取れた安心・安全な給食の提供を行っている。 ・学校給食センターは平成25年9月1日から供用開始、平成30年4月1日から南学校給食センターと統合し、全校(小学校8校、中学校4校、義務教育学校1校)へ給食を提供している。 ・調理業務及び配送業務は民間委託している。 ・給食原材料は保護者負担(給食費月額 児童3,900円、生徒等4,300円)、施設運営及び維持管理費等は市で負担。
	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順 ・令和6年度給食実施回数197回 ・必要物品の購入及び支払い。光熱水費支払い。 ・給食費徴収のために受給人員表等に基づき、学校給食費調定額通知書を作成し、学校長へ通知。 ・給食費収入票に基づき、給食費徴収簿への記帳。 ・第2子以降学校給食費免除に係る状況確認。 ・マニュアルに基づき、食物アレルギー対応の実施。 ・調理及び配送業務委託業者の監督。 ・菌検査・ノロウイルス検査。 ・新型コロナウイルス感染症等対応(学級閉鎖に伴う発注済食材料の調整、給食費徴収額の調整等)

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移								
①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	
			（実績）	（実績）	（計画）	（目標）	（目標）	
学校給食センターの業務を円滑に運営し、児童・生徒の心身の健全な発達のためのバランスの取れた安心・安全な給食を提供する。また、そのための施設運営管理に必要な物品購入・委託契約・給食費徴収。	小中学校・義務教育学校数	校	13.00	13.00	10.00	10.00	10.00	
	給食提供日数	日	197.00	197.00	197.00	198.00	198.00	
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	
			（実績）	（実績）	（計画）	（目標）	（目標）	
給食提供対象校の児童生徒	給食受給児童生徒数	人	2,484.00	2,351.00	2,214.00	2,167.00	2,167.00	
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	
			（実績）	（実績）	（計画）	（目標）	（目標）	
学校給食を通して、学力・心・体の調和の取れた人材が育つ	小学校体力テストA及びBの割合	%	66.80	67.80	68.00	68.00	68.00	
	中学校体力テストA及びBの割合	%	65.60	65.70	67.00	67.00	67.00	
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

(3) 投入量(事業費)の推移				05年度 (実績)	06年度 (実績)	07年度 (計画)	08年度 (目標)	09年度 (目標)	期間限定 総投入量
投 入 量	事業費 内 訳	国庫支出金	千円	0	49,556	85,511	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0
		使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	0
		その他	千円	72,484	71,225	70,529	70,529	70,529	0
		一般財源	千円	237,027	208,415	200,306	285,817	285,817	0
		事業費計(A)	千円	309,511	329,196	356,346	356,346	356,346	0
	正職員員従事人数	人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	

06年度事業費 実績(千円)				07年度事業費 予算(千円)			
07 報償費	30			07 報償費	39		
10 需用費	211,247			10 需用費	222,879		
11 役務費	1,290			11 役務費	1,201		
12 委託料	112,257			12 委託料	124,291		
13 使用料及び賃借料	2,743			13 使用料及び賃借料	2,797		
14 工事請負費	1,507			14 工事請負費	660		
17 備品購入費	99			17 備品購入費	4,456		
18 負担金補助及び交付金	23			18 負担金補助及び交付金	23		
	合 計		329,196		合 計		356,346

(4) 当該年度の実施内容		07年度の事業内容	08年度の事業内容	09年度の事業内容
※年度ごとに事業内容を記入する		・運営事業に係る需用費(賄材料費、光熱水費等)委託料(調理、配送委託)	・運営事業に係る需用費(賄材料費、光熱水費等)委託料(調理、配送委託)	・運営事業に係る需用費(賄材料費、光熱水費等)委託料(調理、配送委託)

事務事業名	学校給食センター運営事業	事務事業No.	20101000398	所属課	桜川学校給食センター
(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
旧桜川市北学校給食センターの施設設備老朽化による衛生管理状況の悪化が懸念されるようになり、現在の桜川市学校給食センターが建設された。平成25年9月1日から供用を開始し、その後提供先の幼稚園が認定こども園へ移行、南学校給食センターとの統合、学校統合等を経て、現在全ての市立小中学校・義務教育学校13校へ提供している。					
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
学校給食は、桜川市の未来を担う子供たちの健全育成に大いに役立つので、これからも安心安全でおいしい給食の提供を期待している。					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目	
現状維持	①政策体系との整合性 （この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）
	☒ 結びついている 子どもたちに栄養バランスのとれた給食を提供することにより健康の増進及び体力の向上に寄与しているため、政策体系に結びつく。
有効性	②公共関与の妥当性 （なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）
	☒ 妥当である 学校給食は学校教育活動の一環であるため、公共関与は妥当である。
効率性	③成果の向上余地 （成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）
	☒ 向上余地がない 学校給食センターの主な業務である安心安全かつ栄養のバランスのとれた給食を提供しており、向上余地がない。
	④廃止・休止の成果への影響 （事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）
	☒ 影響有 学校給食は学校教育活動の一環であるため、本事業を廃止した場合は教育課程に大きな影響が生じる。
公平性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 （類似事業や統廃合の可能性はありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合） ☒ 具体的な手段、事務事業名
	☒ 余地がない 南学校給食センターと統合したため、他に類似事業はない。
公平性	⑥事業費・人件費の削減余地 （成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）
	☒ 削減余地がない 必要最小限の事業費で運営している。現在以上の削減は直接給食の質の低下につながるため難しい。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 （事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）
	☒ 公正・公平である 提供対象校の子どもたちに安心安全な給食を提供するための事業なので、受益機会・費用負担とも公正・公平である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括（振り返り、反省点）																						
①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	⇒	食中毒や食物アレルギー等の事故はなく、円滑な運営がされている。施設設備の不具合箇所が増加してきているが、今後も安心安全な給食を提供するため、円滑な運営ができるよう体制を維持していく。 季節性インフルエンザ等により学級閉鎖が発生した場合も適切に対応した。																						
②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 （終了・廃止・休止の場合は記入不要）																						
☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 改革改善を行う → ☐ 目的の再設定 ☐ 効率性の改善 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☒ 現状維持 ☐ 有効性の改善 ☐ 公平性の改善 ☐ 統廃合ができる ☐ 連携ができる		<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr> <tr> <th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策		(6) 事務事業優先度評価結果																						
		<table border="1"> <tr> <td>成果優先度評価結果</td><td>②</td></tr> </table>		成果優先度評価結果	②																			
成果優先度評価結果	②																							

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 （課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）
課長確認後の評価 ☒ A A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 ☐ B B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出	確認欄 ☐

桜川市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針

本方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、桜川市教育委員会が行う事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方法等について定めるものである。

1 趣旨

教育基本法の改正や中央教育審議会の答申を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実等を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」平成19年6月27日に公布され、平成20年4月1日から施行されました。

この改正に伴い、教育委員会は、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」を行いその結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

このことから、桜川市教育委員会は、その権限に属する施策や主要事務事業の取組状況について、学識経験を有する者の知見の活用を図り点検及び評価を行い、課題や今後の事業の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、議会への報告書の提出や公表することにより、市民への説明責任を果たし、開かれた教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

桜川市が実施している行政評価の評価対象事業のうち、教育に関する施策、主要事務事業及び新規事務事業を対象として点検及び評価を行う。

3 点検及び評価の方法

「桜川市行政評価システム」を活用するものとし、『桜川市第2次総合計画』に定める教育に関する基本政策と施策、主要事務事業及び新規事業について目的の妥当性、有効性、効率性及び公平性の4つの観点から点検及び評価を実施した内部評価（1次評価・2次評価）の結果をとりまとめ、その事務事業マネジメントシートにより、学識経験者の知見を活用して点検及び評価（外部評価）を行う。

また、教育委員会事務点検及び評価は毎年1回実施する。

4 外部評価

桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項に基づき「桜川市教育委員会事務点検評価委員」3名を委嘱する。

5 評価結果の活用

教育委員会事務の点検及び評価の結果を踏まえ、次年度以降の事務事業の運営に反映させる。

6 点検及び評価結果の議会報告・公表

（1）教育委員会は「桜川市教育委員会事務点検評価委員会」から提出された点検及び結果に関する報告書を審議した後、桜川市議会に提出する。

（2）市民への説明責任を果たし、開かれた教育行政を運営するため、点検及び評価の結果は、桜川市行政評価システムの中で、市ホームページで公表する。

○桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項

平成20年10月22日

教育委員会告示第6号

改正 平成27年3月20日教委告示第3号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、桜川市教育委員会事務点検評価委員会（以下「点検評価委員会」という。）を設置する。

（平27教委告示3・一部改正）

(任務)

第2条 点検評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを教育委員会に提出する。

(組織)

第3条 点検評価委員会は、法第26条第2項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱し、3名以内をもって構成する。

（平27教委告示3・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 点検評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、点検評価委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、第2条に規定する任務において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

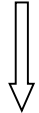
附 則（平成27年教委告示第3号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

桜川市教育委員会事務点検評価の流れ

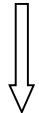
【総務課総務グループ】

桜川市行政評価システムに基づき事務事業評価表作成依頼



【全庁の担当課】

原則的に全ての施策、事務事業について評価表作成



【点検評価】（内部評価）

	施策評価	事務事業評価
1次評価	主管課長、関係課長による評価	担当課長による評価
2次評価	施策成果の水準から見た貢献度評価、重点課題から見た優先度評価（全庁政策会議）	全庁的視点から評価（担当部長が2次評価）



【教育委員会】

【教育委員会部局担当課】

教育委員会の権限に属する主要事務事業の抽出



【点検評価委員会】（外部評価）

教育委員会事務点検評価委員の外部評価実施

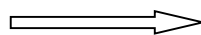


教育委員会事務点検評価結果報告書を作成・教育委員会に提出



【教育委員会】

点検評価結果の報告
・議会に結果報告書を提出
・市民への公表



点検評価結果の活用
・次年度以降の事務事業の運営に反映

議案第20号

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱（案）の制定について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和7年(2025年)7月17日 提出

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域クラブの設立に当たり必要となる経費に対し、予算の範囲内で桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、地域クラブとは、桜川市教育委員会認定地域クラブ取扱要綱（令和6年桜川市教育委員会告示第2号）において認定した地域クラブをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、地域クラブの代表者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、地域クラブの設立に関わる事業（以下「補助事業」という。）に要した費用のうち、賃金、諸謝金、旅費（交通費）、借損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、雑役務費、委託費及び備品購入費とする。

(補助金の額及び交付回数)

第5条 補助金の限度額は、1団体につき上限20万円とする。ただし、対象経費が交付上限に満たない場合は使用経費までの交付とし、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。

2 補助金の交付回数は、1団体につき1回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金事業計画書（様式第2号）又はこれに代わる書類

(3) 収支予算書（様式第3号）又はこれに代わる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、必要な事項を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付決定通知書（様式第4号）又は桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）

は、補助金の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする場合においては、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付（内容・経費）変更承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前条の交付決定を受けた後、補助事業を中止又は廃止する場合においては、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付中止（廃止）承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の概算払）

第 9 条 市長は、必要があると認められるときは、概算払の方法により補助金の額の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金概算払請求書（様式第 8 号）により請求するものとする。

（実績報告）

第 10 条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金実績報告書（様式第 9 号）

- （2） 収支決算書（様式第 10 号）又はこれに代わる書類

- （3） 桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金事業報告書（様式第 11 号）又はこれに代わる書類

- （4） その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から 30 日以内又は当該補助事業が完了した年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第 11 条 前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金額確定通知書（様式第 12 号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定する場合において、その確定した額が交付決定をした額を超えることとなったときは、交付決定をした額を上限としなければならない。

（補助金の精算）

第 12 条 交付決定者は、第 9 条に基づき補助金の概算払を受けているときは、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金概算払精算書（様式第 13 号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定する場合において、その確定した額が交付決定をした額を超えることとなったときは、交付決定をした額を上限としなければならない。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当と認められる事実があったとき。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年7月24日から適用する。

年 月 日

桜川市長 様

	所 在 地
申請者	団 体 名 称
	代 表 者 名

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付申請書

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金の交付を下記のとおり、関係書類と併せて申請いたします。

記

1. 事業の目的及び内容

2. 補助金交付申請額（上限 2 0 万円）

補助金交付申請額： 円

3. 提出書類

- （1）桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- （2）桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金事業計画書（様式第 2 号）
又はこれに代わる書類
- （3）収支予算書（様式第 3 号）又はこれに代わる書類
- （4）その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 関係）

桜川市長 様

申請者	所 在 地
	団 体 名 称
	代 表 者 名

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金事業計画書

事業目的
事業内容

様式第3号 (第6条関係)

收支予算書

(收入)

区分	予算額	備考
市補助金		
自主財源		
年会費総額		
計		

(支出)

区分	予算額	備考
計		

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

桜川市長

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1. 事業の目的及び内容

2. 補助金の額（上限20万円）

円

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

桜川市長

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金について、審査の結果、不交付となりましたので通知いたします。

記

1. 内容

2. 理由

年 月 日

桜川市長 様

	所 在 地
申請者	団 体 名 称
	代 表 者 名

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付
（内容・経費）変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた桜川市地域クラブ設立支援補助金について、事業内容を下記のとおり変更したいので、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱第 8 条により変更承認下さるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1．変更理由
- 2．変更内容
- 3．変更金額

補助金交付決定額	補助金変更交付申請額	差引増減額

年 月 日

桜川市長 様

	所 在 地
申請者	団 体 名 称
	代 表 者 名

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた桜川市教育委員会認定地域クラブ設立
支援補助金について、事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、桜川市教育委員会認定地域ク
ラブ設立支援補助金交付要綱第 8 条 2 項により、中止（廃止）承認下さるよう関係書類を添えて申
請いたします。

記

1. 中止（廃止）理由

2. 中止（廃止）内容

年 月 日

桜川市長 様

	所 在 地
交付決定者	団 体 名 称
	代 表 者 名

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、概算払を受けたいので、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱第 9 条の規定により請求します。

補助金交付決定額	円			
概算払請求額	円			
振 込 先	金 融 機 関 名		支 店 名	
	種 類	普通 ・ 当座		
	口 座 番 号			
	フリガナ			
	口 座 名 義			
備 考				

年 月 日

桜川市長 様

交付決定者	所在地
	団体名称
	代表者名

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金の事業について、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係資料を添えて下記のとおり報告いたします。

記

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助事業終了年月日

3. 補助金交付決定額

4. 提出書類

- (1) 桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金実績報告書
(様式第9号)
- (2) 収支決算書（様式第10号）又はこれに代わる書類
- (3) 桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金事業報告書
(様式第11号）又はこれに代わる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

収 支 決 算 書

（収入）

区分	決算額	備考
自主財源		
年会費		
補助金		
計		

（支出）

区分	決算額	備考
計		

※領収書等があればコピーを添付

桜川市長 様

交付決定者	所 在 地
	団 体 名 称
	代 表 者 名

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金事業報告書

事業目的	事業内容	事業実績	主な成果

様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

桜川市長

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1. 補助金の額

円

桜川市長 様

交付決定者	所 在 地
	団 体 名 称
	代 表 者 名

桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金概算払精算書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金の事業について、桜川市教育委員会認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、次のとおり精算いたします。

補助金交付確定額		円			
概算払受領済額		円			
精 算 額	追 加 請 求 額	円			
	返 納 額	円			
振 込 先	金 融 機 関 名			支 店 名	
	種 類	普通 ・ 当座			
	口 座 番 号				
	フ リ ガ ナ				
	口 座 名 義				
備 考					